

Q 1 1 1. 退職勧奨は自由に行うことができますか。

退職勧奨は法律行為ではなく事実行為ですので、基本的には自由に行うことができます。

ただし、度を越したものについては不法行為が成立することがありますので、やり過ぎないように注意する必要があります。